

Tax & Management

視点

適用が多かった租税特別措置は



各地でスマホ確定申告をPR

所得税の確定申告開始に先駆け、各地でスマートフォンを使用した確定申告書作成PRが行われた。1月27日は、ジャパンラグビートップリーグに加盟するトヨタ自動車ヴェルブリッツの姫野和樹選手ら(写真右上)が、2月

5日は、劇団四季ミュージカル『キャッツ』の出演キャスト(写真左)、落語家の桂梅團治氏と桂三ノ助氏(写真右下)がそれぞれスマホ申告を模擬体験し、利便性をアピールした。

- 月一連載** “新”事業承継税制 適用のポイント
税理士 深代勝美
- 好評企画** 企業法務の実務 弁護士・木島康雄
- 資料** 所得税法等の一部を改正する法律案要綱

“新”事業承継税制 適用のポイント

— 第9回 —

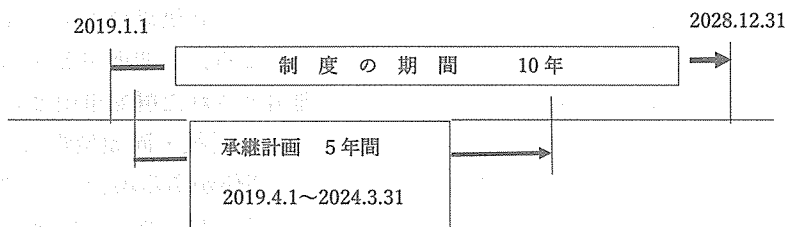
税理士法人深代会計事務所 理事長 深代勝美

個人版事業承継税制を創設

1 制度の概要

令和元年の税制改正で、事業者の後継者が特定事業用資産を贈与又は相続により取得し、その後も事業を継続することを条件に、納付する税額のうち、特定事業用資産に係る贈与税・相続税が100%猶予される制度が創設されました。ただし、この制度は、事業用小規模宅地等の特例との選択適用となります。

<制度の期間と承継計画を提出する期間>



この個人版事業承継税制の仕組みは、以下の通りです。

- ① 適用期間は、2019年1月1日から2028年12月31日までの10年間。
- ② 承継計画を都道府県に提出して、経営承継円滑化法の認定を受ける。
- ③ 承継計画の提出期間は2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間。
- ④ 承認後は事業の継続が定期的に確認されます。

2 法人と個人の事業承継税制の比較

内容	中小企業	個人事業者
① 制度の期間	2018.1.1~2027.12.31 (10年間)	2019.1.1~2028.12.31 (10年間)
② 承継計画の期間	2018.4.1~2023.3.1 (5年間)	2019.4.1~2024.3.31 (5年間)
③ 対象財産	株式 2/3 以上	特定事業用資産の全て
④ 納税猶予税額	全額 (100%)	全額 (100%)
⑤ 事業継続	終身の株保有	終身の特定資産保有
⑥ 贈与者・被相続人の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の代表者、筆頭株主で議決権の50%超を同族で保有 ・複数の株主 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告の承認を受けていること(後継者も同じ) ・先代事業者と生計一親族
後継者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・相続：相続開始から5か月以内に代表者であること ・贈与：20歳以上で役員に就任してから3年以上経過していること ・最大3人の後継者 	<ul style="list-style-type: none"> ・相続：相続時に特定事業用資産に係る事業に従事していたこと ・贈与：20歳以上で、3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していたこと(誓約書の提出) ・青色申告の承認を受けること ・事業が複数ある時は、複数の後継者が可